

総務委員会

- 1 期 日 平成20年9月29日（月）
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 出席委員 委員長 天満祥典
副委員長 野村常雄
委 員 桑木良典、梶川幸子、田川寿一、武田正晴、児玉 浩、
岡崎哲夫、城戸常太、間所 了、渡壁正徳
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席説明員
[会計管理部]
会計管理者（兼）会計管理部長、会計総務課長、審査指導課長、用度課長
[総務局]
総務局長、総務管理部長、総務課長、人事課長、行政管理課長、福利課長、財務部長、
情報システム総括監、財政課長、財産管理課長、営繕課長、税務課長、情報政策課長、
秘書広報部長、秘書課長、国際課長、広報広聴課長
[企画振興局]
企画振興局長、政策企画部長、分権改革課長、政策企画課長、統計課長、地域振興部長、
地域政策課長、市町行財政課長、新過疎対策課長、研究開発部長、研究開発課長
[人事委員会事務局]
事務局長、公務員課長
- 6 付託議案
 - (1) 県第71号議案 平成20年度広島県一般会計補正予算（第2号）中所管事項
 - (2) 県第73号議案 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案中所管事項
 - (3) 県第74号議案 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例案
 - (4) 県第75号議案 広島県吏員恩給条例の一部を改正する条例案
- 7 付託請願
20-3の1 原油・資材価格高騰で苦しむ県民・中小業者への緊急支援策を求める請願（軽油引取税を免除または軽減すること、中小業者の適正単価の確保と下請業者が不利な状況に置かれないよう監視・指導を強めること（建設工事に係るものを除く）及び投機マネーへの規制を行うよう国に働きかけることに関する部分）
- 8 報告事項
[総務局、会計管理部、人事委員会事務局]
 - (1) 建設工事コスト調査について

- (2) 単品スライド条項の運用の拡充について
[企画振興局]
- (3) しまなみ海道10周年記念事業の実施について
- (4) 平成19年度市町決算見込及び健全化判断比率等について

9 会議の概要

- (1) 開会 午前10時33分
- (2) 記録署名委員の指名
- (3) 付託議案
県第71号議案「平成20年度広島県一般会計補正予算（第2号）中所管事項」外3件を一括議題とした。
- (4) 付託議案に関する質疑・応答
なし
- (5) 表決
県第71号議案外3件（一括採決） … 原案可決 … 全会一致
- (6) 請願1件を議題とした。

20-3の1 原油・資材価格高騰で苦しむ県民・中小業者への緊急支援策を求める請願（軽油引取税を免除または軽減すること、中小業者の適正単価の確保と下請業者が不利な状況に置かれないよう監視・指導を強めること（建設工事に係るものを除く）及び投機マネーへの規制を行うよう国に働きかけることに関する部分）についての意見交換

○意見（武田委員） 現在、原油や資材価格の高騰が続いており、非常に憂慮すべき事態であることは理解するわけでありませうけれども、次の問題点があり、私は不採択にすべきと思っておりますので、その理由を述べさせていただきます。

その一つは、原油、資材価格高騰対策については、今次定例会に提出されている補正予算において、中小企業や農業者、漁業者等に対する融資制度などについて県としての原油等高騰対策が既に盛り込まれております。一部については補正予算に先駆けて実施されている状況でもあります。一方、国においては、先般、幅広い施策を盛り込んだ安心実現のための緊急総合対策を策定して、現在、補正予算編成作業に鋭意取り組んでいるところであります。また、この6月定例会で我が広島県議会として原油価格高騰への総合的な対策を求める意見書を議決し、国に対して提出済みでもあります。このように既に対策が進められている状況で、請願を採択する必要は疑問であると考えます。

また、軽油引取税の免除、軽減については、ことしの4月の道路特定財源の暫定税率失効に伴いまして必要な歳入が今なお欠損となっており、道路事業の執行保留も解除できていないという状況であります。本県においても軽油引取税の暫定税率の失効に伴う減額は約12億円であり、こうした財源面における現状に加えて、暫定税率失効時において業者や消費者が大混乱したことも考慮しなければならない状況

もあります。

このため、県独自で税をいたずらに変更することは慎重に取り扱わざるを得ないと考えますので、不採択にすべきだと思います。

(7) 請願の審査結果

20-3の1 原油・資材価格高騰で苦しむ県民・中小業者への緊急支援策を求める請願（軽油引取税を免除または軽減すること、中小業者の適正単価の確保と下請業者が不利な状況に置かれないよう監視・指導を強めること（建設工事に係るものを除く）及び投機マネーへの規制を行うよう国に働きかけることに関する部分）… 不採択 … 賛成者なし

(8) 一般所管事項に関する質疑・応答

○意見（渡壁委員） 建設工事コストと単品スライド制のことですけれども、これは別にどうということはないのですが、私の意見をちょっと申し上げておきたいと思うのです。原材料が値上がりしたという皆さんの認識なのですけれども、これは現象的には確かに原材料は値上がりしたということですが、例えば石油は、今世紀の初めには大体1バレル28ドルぐらいだったのです。それが今は最高時140ドルなり4～5倍ぐらいに上がったということなのだけでも、これは石油が値上がりしたというよりも、ドルが減価した、ドルの値打ちが下がったということです。これはユーロ価格とドル価格の比較をしてみても、大体今世紀の初めにはドルの方がユーロに対して1.2ぐらいの力を持っていたのですけれども、今はユーロに対してドルは0.6しか価値がない。だから、識者の間ではドルは大体7割減価したと言われている。それで、アラブの王様などは、ドルはもう紙くずだと言っているというのが新聞に出ておりましたけれども、そういうことを背景にしている。

日本はドルとの対比で物事を見えていますから、余り円の価値が下がったという自覚がないのですけれども、ドルに対してはむしろ円の方が値上がりしているようなことがありますので、比較してみましたら大体ドルが7割下がってれば、円は6割ぐらい減価しているということになるわけです。だから、これは日本の国力が下がっているということも、日本の1人当たりGDPはOECDの中で2位だったのが今は18位になっているということが報道されておりますけれども、それほど日本の国力が下がったということで、国力が下がったことを反映して円の値打ちが落ちているということなのです。

中止となりましたけれども、我々はこの間ヨーロッパへ視察に行こうと思っております。いろいろ準備し、旅行会社から聞きましたけれども、ヨーロッパは特にホテル代から何から物すごく高い。これは円の値打ちが下がっているということです。それで、もうとてもではないが広島県が予定している計算では海外視察などできないのです。それで、個人で足してやりましょうかと言ったら、足してはだめなので、それで行かなければいけないのだと言う。それで行けと言っても、これは、もう行けなくなっているわけです。円がそれだけ弱くなっている。4年前から言えば、半分

よりはましかもしれないけれども、もうそのぐらい円が減価している。だから、皆さんも外国に行ってみればわかると思うのですが、日本人にとっては、ホテル代やバス代から何から物すごく高い。今、中国人が百貨店へ来て物を買うということをやっているということですが、恐らく中国人が日本に来て物を買ったら日本は安いという感覚を持っていると思うのです。日本では今ホテルは1万2,000円から1万4,000円の宿泊代をとられるけれども、ヨーロッパに行ったらそれでは全然泊まらず、2〜3万円するわけです、日本人が泊まれば高いのです。昔は向こうへ行って泊まったら安いという感じだったのですけれども、もう逆になっている。国力が落ちている。そういうことを反映したものであるから、この物価というのは一時的な対応では終わらないということ念頭に置いておかなければいけないと思うのです。

一時的な対応はこれでいいですけれども、これはもう恒常的なものだと考える方が合っていると私は思います。もう安くなることはない。ただ、高どまりということを経済新聞は常に言うておりますけれども、高どまりというよりも円が安くなっているのだから、もう恒常的に資材というものは高い、これからも安くならない、そういうことを前提にして設計価格の段階から物が高くなったことを織り込んだ計画や予算というものを組まなければいけない。

しかも、そういう中で、この間も財政再建のことで言いましたけれども、経済成長率をゼロで計算しておりましたので、ゼロでは甘いのではないかと言いましたが、もう識者の間では日本経済は1.何%や2%ぐらい減速するという考えが普通になっている。さらに弱まるという方向です。県の財政にも影響するわけですが、なかなかこの再建は、0%の見込みではいけないというのは、今識者が皆言っていることです。だから、そういう中で今度は、事業はますます縮小しないとできないことになるのですけれども、予定価格や設計価格の積算というものを初めからやるということにしないと、今の一時的な方法で逃れられると思ったら大間違いで、これからはこういうことが当たり前になると考えておくべきではないかと私は思います。

もうちょっと言わせてもらえば、北欧諸国は生産性を上げるために人間を有効に使って、人間の持っている能力を十分に発揮させるような施策というものを、一貫してやっています。高福祉の国だと言うけれども、一生懸命そういうことをやっているわけです。ただ、日本の場合には臨時的雇用というものがどんどんふえて、今国民の4割に迫っている。また、その半分は、200万円以下のワーキングプアと言われる人たちです。これは経営者にとってはとりあえず都合がいいのだけれども、国にとっては個人が持っている能力を十分に発揮させるような、安心していい仕事ができるような環境になっていないのだから、国の力というものはどんどん落ちるといことになるわけで、長い目で見たらそういうことが積み重なって今の日本の国力が落ちていると思うのです。

一番典型的なのは、少子化と言うけれども、簡単に言えば、国の宝である労働力がどんどん減るといことと、財そのものが減るわけだから、もう税金の取り方を

どういふふうにするかという話ではない。だから、そういうところからやり直さないといけないということになっているわけで、根が深い。だから、なかなかよくなるのではないかと思います。

もうこれは一時的なものではない、これがこれからは普通になるということを念頭に置いて施策を進めないといけないのではないかと思います。

○質疑（城戸委員） 24日の私どもの会派の小島議員の一般質問に対して知事が答弁されたことに関係するのですが、小島議員が単独公共事業の執行保留の解除について質問をしました。単独事業について国が決める前に先に県として発注する気はないのかという質問をしましたら、知事の方からは、いや、国の方が認証したらすぐ着工できる準備はしておくけれども、国が認証するまではというような答弁だったと思います。

実は、この件は県の公共事業をやっているほとんどの業者の人たちにはよく意味がわからないのだらうと思います。私もよくわからない。何で国の道路財源が入ってこなかったら、県の単独事業がとまるのかがわからないわけです。国がとめたら何で県の事業までとまるのかと、こう言って議員にほとんどの建設業者は聞いてくるわけです。何でとまるのかと聞かれたら、道路財源の道路譲与税が入っているからですと答えるのですが、では補助公共事業とどう違うのかということが業者にはわからないのです。道路譲与税が入っているのなら補助公共とどこが違うのか、単独県費ではなかったのかと皆思うわけです。単独県費で出してくれるのが県の単独事業だと思っている人たちがほとんどの状態の中で、いや、単独の事業の中にも道路譲与税が入っているということになると、では補助公共とどう違うのですかという話になってしまうわけで、こんないいかげんなことを知事は提案するのか、譲与税が入っているなら補助公共の方に入れるべきではないのかと、それだったら我々も計画しないで済むのですと言われる。

一般の民間企業というのは、ことし幾らぐらいの収益を上げていかなければいけないという予想を立てるわけです。土木事業においては、発注先が国と県と市と町しかないわけです。そうすると、そこがどのぐらいの発注をするからこのぐらいの受注に結びつくだらうということを経営者と銀行と話し合って予算立てをしていくわけです。だから、当然企業としたらどのぐらいの発注があるということを経営者の方に話をしていかなければ企業経営というのはいけませんということになるのです。国がとまったら皆とまるのだということになったら県も市も関係ない、企業経営ができないということになるのではないですか。私は県も市も単独の事業については、提案したらそれだけの責任を負うべきだと思うのです。単独の事業については、その市の首長、県の首長に責任があると思う。どうやったら発注できるかということに努力をするべきだと、そうしなければ企業はやっていけないではないですか。それなのに、国が認証すればやる準備はありますと言いつつも、今度県の方では補助公共の方で4億5,000万円のいわゆる使い残りというか、使っていない一般財源が出たわ

けで、基金を崩して使おうとしていたものを減額したということは基金に入れたということになる。これが4億5,000万円あるわけなのです。その4億5,000万円があれば、最低今の道路財源の一般財源分10億円の半分は仕事ができるわけです。なぜこれを早く出して見通しをつけてやらないのか。なぜ基金の方に入れてしまうのか。

私はもう少し県民の生活、事業者の生活、商売のやり方を考えたら、県の財政も苦しいのはよくわかりますが、県の財政は22億円の繰越金がまだあるわけで、そこへ今度は4億5,000万円出たわけですから、最低この4億5,000万円は使ってもいいのではないかと思う。もしくは、政府から来る見通しがあるのなら、台風災害が起こったのと同じです。業者にとっては、災害が起こったのと同じです。今ここで倒れるかどうかという企業がいっぱい残っている。そうしたら、最低限このわずか10億円の額で小さい業者まで倒すことはない。それを守ってやるのが私は首長の責任だと思う。なのに、いや、国がやっていないからこれはできないということを通すのか。ある程度9月までなら国の出方を見るのはいいですが、この9月以降あといつまでに見通しをつけなければいいかといったら、そろそろ見通しをつけてやらないと業者は倒れてしまいます。

その意味で、財政課には大きな責任が私は生じていると思うが、ただ単にこれは国の責任ですということではないと思います。やはり県の首長としての責任を大いに感じてもらわないと、何でもかんでも財政が楽になればいいという発想ではこれから大変なことが起こるような気がしてならない。出てきた金を流用してでも前倒ししてやるという努力をなぜしないのか、私には理解できない。そういうところをぜひとも御答弁いただきたいと思っています。

○答弁（財政課長） 城戸委員の御質問ですけれども、2点あったと思います。1点は、国の補助事業の認証減でございまして、委員御指摘のように、農林と土木がございまして県全体で申し上げますと約5億円の認証減の整理を行いました。それぞれの路線箇所に伴いまして、国から内示をいただいた結果、内示がいただけなかったものについて整理をさせていただいたわけでございます。これに伴いまして一般財源を減額するという同じ効果があります繰入金、今回、当初予算を組みましたときに財政調整基金をかなり取り崩してございましたので、この取り崩しを約5億円やめるということを今回の補正でお願いしているわけです。委員に御指摘いただきましたように、財政状況が今非常に厳しい中、特に今年度の税収の見通しも不透明な中で、災害等に備えた財政調整基金に一定額を積んでおきたいということもございまして、国の補助の減に伴いますものはこのような整理をさせていただきたいと思っております。

それともう1点、県単独事業について、どうしてそういった財源を充てることがなかったのかということであろうと思うのですけれども、単独事業では今回約10億円の道路特定財源、県で申し上げますと軽油引取税が一番大きいわけですが、これとあと自動車取得税が大きな税目だったと思うのですが、これは1カ月間

ほど暫定税率が失効しました関係で約10億円の税が入っておりません。これに伴いまして16億円の事業を、今、執行保留せざるを得ない状況になっております。委員御指摘のように単独事業ではございますけれども、この事業の財源としては、今申し上げました大きくは軽油引取税、それから自動車取得税等、こういった税が入ることを前提に予算を組んでおります関係から、この税収が見込めないということにおいて、財政課としては、国の整理がはっきりする段階までは一般財源ではなく、特定の財源ということで保留をしているものでございます。

○質疑（城戸委員） それはわかっているのです。わかっているし、それはもう当たり前のことなのです。そうではなくて、そういう段階で、あなた方は、国が補助公共事業の一般財源もつけなさいと言われていた、だから、ためていた金を取り崩してでもそれをやろうとしたわけでしょう。そうしたら、認証減で返さなければいけなくなったわけだ。どのみちその金は使おうとしたわけでしょう。使おうとしていたのが余ったからまたそこへ戻すのだけれども、本当はそれを国が認めていたら、それは使ってなくなっているはずだ。今回いわゆる道路特定財源で単独だと思われているもので、これが保留になっているものを、地域の中小業者はそれを当てにして待っているわけです。中には2,000万円、3,000万円というのがあるけれども、ほとんどが1,000万円以下の工事です。それは全部その地域の本当の弱小業者の工事の額です。それを全部合わせたら起債も含めて16億円と、真水で10億円、4億5,000万円といったらその中の半分は発注できるのです。

今そういう業者が皆地域で倒れているのを見ながら、単独事業ですと言えば、国がとまっても、県の事業は発注されると思っている、みんな当てにしているわけです。あなた方は譲与税が入っていると言うけれども、県民は道路譲与税が入っているとは思っていないわけです。単独の県の発注ですと言うから県費でやっていると思っているわけです。そこへ、特定財源が入っているから発注できませんと言うが、こんなことをやられたのではわけがわからないというのが私は業者の意見だろーと思います。だから県知事の発注でやっているとみんなが思っている事業を、国がとめたからというのでは理由にならない。それだったら補助公共と同じ扱いをして発表しておけばいいものを、譲与税が入っているなら、それは仕組みがそうだといえそうですが、一般の県民から見たらそう見えます。やはりそこは知事の責任というものも感じていただいたら、これは当然使ってなくなったはずのものだからこちらへ回そうという配慮があってもおかしくはない。

災害時も確かに大変です。でも今、何十万社もある建設業の会社では、ほとんど建設業といったら銀行は金を貸さないし、何にもしないのです。こんな状態で果たして本当にいいのですか。建設業といったら悪の巣窟みたいなことを言うけれども、倒れたときに地域はどうするのですか。我々の地域に、建設業者がいなくなったらとても住めないのです。そういう状態に置かれている業者ばかりなのに、大手の会社はまず何とか生き延びていきます、でもこういう小さい業者は300万円、1,000万

円の仕事が欲しくて皆、右往左往している。それなのに全くそこは知りませんよ、これはうちの財政が厳しいからこちらに積んで置いておきますとあって、本当にそれでいいのかどうか。もう少し私は配慮すべきだろうと思うのですが、ぜひとも総務局長の意見を聞きたいと思います。

○答弁（総務局長） 城戸委員がおっしゃいましたように、当初予算で計上した予算について、しっかり責任を持つべきであるということに私ども異論はございません。先ほど財政課長の方から御答弁申し上げましたとおり、財源とセットの中で物事を動かしているということは御理解いただきたいのですが、1点、まずもって委員の皆様方に御理解いただきたいのは、現在の財政状況を申しますと、この道路特定財源という問題だけではなくて全体としての税収の確保自体が、先ほど渡壁委員がおっしゃったような経済動向について当初予算の段階でしっかり見据えておけると言われればそれまでかもしれませんけれども、今当初予算で予定をしていた税収確保自体が非常に困難になっていて、まずここについての財源の手当てをどうするのかというのを、現時点でもなお、国との調整も含めまして、さまざまな努力を傾けているという状況が1点ございます。そういう状況の中で、私どもとして今回の財源補てんをまず考えないといけないという状況にあったということは頭の中に入れておいていただきたいと思っております。

そういう中で、私どもとしても、冒頭に申し上げましたように、そうはいいいながらも必要であるという問題意識のもとに当初予算で計上した事業でございますから、これは恐らく委員の皆さんは賛成しない御意見だろうと思っておりますが、春先に道路特財がとまったときにある地方団体関係者が、元関係者と言った方がいいのでしょうか、こういうふうになること自体は想像がついていたのだから、例えば当初予算に組まないという発想がまずあったのではないか、あるいは、それは百歩譲って組まないといけなかったとしても、こういう状況になったのであれば直ちに減額補正をして、新たに財源確保ができたときに再度お諮りをするという手だてもあるのではないか、という御意見を言われる識者の方がおられました。

しかしながら、我々としては、再三申し上げておりますとおり、こういった単独事業を行う財源一つとってみましても残念ながら現在の地方財政制度は、国の影響を非常に受ける状況でございます。そういう中で我々としては、可能な限り予定をして、やれるものは予算を組んでいくのが、責務だと思っておりますから、あの時点で、先ほど私が紹介したような選択肢をとることだけが正しいというようなことは全く思っておりませんし、そういう中で、繰り返しになりますけれども、私どもは、当初予算に計上した事業ができる限り早い段階で執行できるよう、再三これは国に対して要請を行ってきたところでございます。その結果、第1四半期の段階では我々の減収額自体が明確にお示しできないという実態もございましたから、まずはそれを確定する作業に、私どもだけではなく各団体とも努力をしまして、その後、国の方とも相当なやりとりをした中で、先般の国の対策の中で明記されるような状

況が出てきたのだらうと思っております。

今、国の方では臨時国会という形で、ここの議論がなされるような結果になっておりますから、私どもとしましては城戸委員がおっしゃっているのもよくわかるのですけれども、この財源確保をしっかりとやって、できる限り、これまでずっと待っていただいておりますから、その決定が出されればすぐに動けるような体制をとるのがまずは急務であるということで、今そのような体制を各局と連携して整えているという状況でございます。やむを得ざる対応をしているということは、ぜひとも御理解をいただきたいと思えますし、また単独事業のあり方について説明不足の点等がもしあるということであれば、これは私どもも機会あるごとにしっかりと今後とも訴えていかなければいけないと思っております。

○質疑（城戸委員） 県の財政の都合というか、そういうことはわからないではないのですが、県もつらいかもわからないが、事業者はまだまだつらいのであり、その事業者がなくなれば、県庁も要らなければ市役所も要らないのです。その事業者がどんどんなくなっていくという状態を放置するというのはいかがなものかという質問なのです。あなた方がつらいというのを聞いているわけではない。どこもつらいのです。でも、そういう事業者とか県民とかというものを守っていくためにあるのが行政です。それができないというのであれば、はっきり言って、その人たちにとって行政は必要がなくなってくるわけです。今あなたは、国が認証額を認めてくれるまでと言ったけれども、今年度これを国の方が認めなかった場合、一体どうするのか、その間に何社倒れるのか、ではどうするのかと、それを私は聞きたいのです。少なくともそういう倒れる人たちというものを想定して答弁してもらいたいわけです。

県も確かにつらいから、あなたが倒れてくれというのだったら、前から私が言うように、何か公共の職員を守るためにみんなが倒れるのかという感じになってしまうのではないですか。そうではなくて、公共の人たちというのは一般県民や民間事業者や、そういうものを守るためにおられるのに、また国の力や県の力というのはそういう事業者を守るためにいろいろ財政をしていくわけでしょう。それなのに、それができないというのであれば、はっきり言って要らないではないですか。そういう意味で、ここで4億5,000万円の使わない一般財源が出たのなら、これは本来なら使っている額です、なくなっている額です、だったらこれをとりあえず半分でも出しましょうというふうになぜ考えられないのかと、私はどうしても理解に苦しむのです。建設業者が今どういう状態にあるかというのを、地域の人に聞いてみてください。そして、その建設業者を守るために言っているだけではないのです。私らは地域の間を守るために言っている。今、地域の間は建設業者がいなくなったら草を刈る人もいなくなり、年寄りばかりになってだれもいなくなる。そういう状態の町も出てきており、その人たちがこのぐらいの額の工事を待っているわけです。いつときでも早く出してほしいというのが皆さんの意見です。それなのにこ

れを国のせいにして、金が入ってくるまでは出さないという、それで本当に知事の役目を、また県の役目を履行したと言えるのかどうか。

私は、本当にできませんと言われれば、私が出すわけではないから何とも言われなくても、それで本当にいいのかという気がします。やはり財政が足りないから積み増ししておきますというのなら最初から取り崩すなどというのです。崩さずにそのまま積んでいるのなら私は何も言いません。でも、一たん取り崩しておいて、これぐらいの工事はやらなければいけないとあなた方も思ったわけでしょう。国が認めないからやりませんと、それで逃げられるのならはっきり言って県は要らないです。何のためにあるのかわからない。ましてや単独事業というような名前をつけて、いいかげんなことをやられたのではかなわないです。もう少しきちんとした説明がないと県民は納得しないと思う。国の道路譲与税が来ませんからと言えば、補助事業とどう違うのかと言ってみんな文句を言います。

それと、待っている額がそんなに大きな額ではないわけでしょう。でも、待っている人たちの数は一番多い。変なことを言うようだけれども、この単独事業を待たせておいて、どこがついたかと言えば、この間の建設委員会ではフライトロードの橋に6億円ぐらい別予算がついている、執行保留になったものの代替だと説明を受けた。一般の道路事業者は怒ります。あのようなものがかわりで来て、では小さい業者は倒して大手だけカバーするのとなりません。一般の事業をやめて、予算が余っているから橋のところへつけかえてやるという話をされたら、地域の建設業者は怒ってしまいます。そういうことを交換条件にするぐらいなら、単独県費を使ってでもこれは守ろうというものがなければいけないのではないですか。

私は知事を責めているわけではない。知事は多分その辺のことはわからないと思う。でも、それをやられるのは財政の人たちの考え方です。財政の人たちはそういう情報は全部とっているはずでしょう。だったらきちんとやってほしい、最後ですので答弁してほしいのですが。

○答弁（財務部長） 再度、十分御承知だと思いますけれども、道路特定財源をめぐる動きと県の対応について、まず御説明をさせていただきたいと思います。

御案内のとおり道路特定財源問題については、3月末の失効以来3度節目がございました。まず切れたということ、それと5月1日から再度暫定税率が復活したということ、そして暫定税率とあわせて道路整備財源特例法というものが動いておりましたので、これが5月に入ってまた改正法が成立したということでございます。

この問題は、失効する以前から広島県を初め地方団体としては、これは大変な問題であるということで、一つには、地方財政に大きな影響を及ぼすということ、それと地域社会に極めて大きな影響を及ぼすということがございましたので、暫定税率の失効については極力国において対応いただきたい、失効しないでいただきたいというお願いをしてまいりました。あわせて失効した段階において、その影響額、県の公共事業の執行保留をせざるを得ない部分については、まず3月末においてお

示しをしたところであります。また、5月に復活した段階においても、その段階で保留解除できる部分についての額をお示ししました。また、特別措置法が成立した段階で道路整備臨時交付金制度が復活いたしましたので、それに伴って執行できる部分というものを追加で解除いたしました。その結果、再度地方の道路財源の部分についてだけは財源措置ができないということで、5月、16億円だけは引き続きその財源が補てんされるまでの間は執行保留せざるを得ないという対応、これは県民の皆様にもPRといたしますか、広報したところであります。また、あわせて、この問題では県内の道路事業者あるいは公共事業関連の方々に影響を及ぼすということで、特別資金の創設、あるいは相談窓口の開設等によって業者の方々の相談あるいは資金需要等に対応できる制度を講じてきたところでございます。もちろん、これによってすべて十分な対応ができていくかどうかという点は我々として決してこれで十分であると考えているわけではありませんけれども、我々としてとり得る限りの対応をとってきているところであるというふうに御理解いただきたいと思っております。

また、道路特定財源につきましては、当然、国・地方を通じて歳入欠陥が生じたわけでありまして、国においては補てんするすべがありませんから、補助事業あるいは直轄事業について、全体として20年度の執行について縮減した対応をせざるを得ないというふうに考えております。ただ、その影響額を地方にまで及ぼすわけにいかないということで、地方についてはこの1カ月の財源を補てんしようということをごを暫定税率が復活した際に政府の責任として発表されました。それで、我々は地方の財源の補てんについては速やかに補てん措置を講じていただくよう国に対して要請をしまし、国の今検討されている補正予算に盛り込まれようとしているのが経緯でございます。

また、重ねてではございますけれども、財源につきましては20年度当初予算自体も非常に多額の財源不足額をやりくりして編成した予算であります。予算執行段階においても、先ほどから御説明申し上げているように、税収自体も極めて不透明でございますので、我々とすればそういった中での財政運営の点で、公共事業に関する認証減に対する補正予算を提案させていただいており、この間の事情については重ねての説明で恐縮ですけれども、ぜひとも御理解を賜りたいと思っております。

○要望（城戸委員） 理解できない。もう決裂でもいいけれども、はっきり言ってあなた方の言うのは理由にならないと思う。少なくとも努力をしたことはわかるし、国の言っているのもわかる。でも、もし国が必ず補てんをするという約束をしているのなら当然使うべきです。それを信用できるなら使うべきだ。業者は時期なのであり、タイミングがずれたら会社はつぶれてしまう。その時期が大事なのに、あなた方と同じようなことで会社運営ができるのだったら、世の中は苦労しないのです。金が足りない時期がいつか、発注する時期というものがあるから、みんな業者はその時期に合わせて期限をつけているわけです。それがずれたりすると大変なことになる。その時期時期にきちんと出してやらないと資金繰りがつかなくなる

わけです。だったら立てかえでもいい、必ず入ってくるものは立てかえするべきではないのですか。それができないという理由はどこにもないと思う。これははっきり言って、あなた方からしたら使った金です。使って、多分なくなっていると思っていた金です。それが残ったというのです。せめてそこだけは使うべきです。財政が苦しいからと言うが、苦しいのはみんな一緒なのです。でも、倒していくのが目的ではないわけですから、私はやはりそこはおかしいと思います。それを無理して全部使えというのではないわけですから、当然なくなっている金が残ったからその分を使ってあげなさいと、これができないという理由にはならないと私は思います。

いずれにしても、押し問答をやっているもしようがないが、県の責任、いわゆる発注者の責任は大きいのです。特に、道路事業においては、民間は発注できないわけで、公共しかないわけですから、その発注者の、これだけ発注しますと言った責任というのは大きいのです。その責任を回避するようなことはしてほしくない。みんな一生懸命生きて企業経営をしているのです。あなた方も確かに県の財政を預かった人たちであるけれども、みんな企業経営も一生懸命頑張ってやっている。発注者が、いや、私はお金がないからこうですとやられたのでは予定も何も立たない。発注者の責任ということもやはり考えるべきだと思います。

ぜひとも早急に何か検討をして、きちんとした対応をしていくべきだと思いますので、後は聞いてもらえるか聞いてもらえないかはお任せしますが、ぜひともそういうことを検討しておいていただきたいと思います。

(9) 閉会 午前11時49分